

山口県が定める基準を満たす地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外研修等

当該研修の主な基準は、以下のとおりです。

- 研修実施機関は、地域包括支援センター、日本（山口県）介護支援専門員協会、市町村及び都道府県であること
- 研修内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること
- 時間数は、5時間以上であること

◆ 令和7年度実施研修

※研修実施の届出があったものから順次、掲載しています。

※研修の受講申込等については、各研修の問い合わせ先におたずね下さい。

【No.15】

研修名称	令和7年度第1回宇部市ケアマネジメント研修会
日 程	令和7年11月11日（火） 午前9時30分 ～ 午後3時30分まで
場 所	宇部市ふれあいセンター 第3講座室
申込期間	令和7年9月24日（水）～10月29日（水）
内 容	講義・演習 高齢者の権利擁護や個別支援における倫理課題への対応
対象者	介護支援専門員、地域包括支援センター職員、宇部市介護支援専門員協議会会員で宇部市内の事業所に勤務する者
定 員	80名
研修実施機関	宇部市
研修に関する 問い合わせ先	（所属）宇部市高齢福祉課 （担当）吉村 香穂 （電話）0836-34-8303
備考	